

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに報告をしなければならない。

第十九条の二第六項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に当該提出をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。

第十九条の三第二項及び第五十七条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条ただし書の規定を準用する。

第五十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八条第一項ただし書の規定を準用する。

第七十七条第六項に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条ただし書の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。